

静岡県告示第602号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく養殖共済加入区の指定（平成15年6月24日静岡県告示第647号及び平成25年5月21日静岡県告示第507号）の一部を次のとおり改正する。

平成28年5月13日

静岡県知事 川勝平太

（改正後）

加入区の名称	水域	漁業の種類
網代加入区	<u>特区第4号</u> 漁業権の漁場の区域	(略)
田子加入区	<u>特区第17号</u> 漁業権の漁場の区域	
内浦第1加入区	<u>特区第18号</u> 漁業権の漁場の区域	
内浦第2加入区	<u>特区第19号、特区第20号、特区第21号、特区第22号</u> 漁業権の漁場の区域	
廃止		
廃止		
廃止		
内浦第6加入区	<u>特区第23号</u> 漁業権の漁場の区域のうち次に掲げる区域 (略)	
内浦第7加入区	<u>特区第23号</u> 漁業権の漁場の区域のうち次に掲げる区域 (略)	
内浦第8加入区	<u>特区第23号</u> 漁業権の漁場の区域のうち次に掲げる区域 (略)	
内浦第9加入区	<u>特区第24号</u> 漁業権の漁場の区域	
内浦第10加入区	<u>特区第23号</u> 漁業権の漁場の区域のうち次に掲げる区域 (略)	
静浦加入区	<u>特区第25号、特区第26号、特区第27号、特区第28号、特区第29号</u> 漁業権の漁場の区域	
浜名加入区	<u>特区第71号</u> 漁業権の漁場の区域	

（改正前）

加入区の名称	水域	漁業の種類
網代加入区	<u>特区第4号、特区第5号</u> 漁業権の漁場の区域	(略)
田子加入区	<u>特区第18号</u> 漁業権の漁場の区域	
内浦第1加入区	<u>特区第19号</u> 漁業権の漁場の区域	
内浦第2加入区	<u>特区第21号</u> 漁業権の漁場の区域	
内浦第3加入区	<u>特区第22号</u> 漁業権の漁場の区域	

内浦第4加入区	<u>特区第23号漁業権の漁場の区域</u>	
内浦第5加入区	<u>特区第20号漁業権の漁場の区域</u>	
内浦第6加入区	<u>特区第24号漁業権の漁場の区域のうち次に掲げる区域</u> (略)	
内浦第7加入区	<u>特区第24号漁業権の漁場の区域のうち次に掲げる区域</u> (略)	
内浦第8加入区	<u>特区第24号漁業権の漁場の区域のうち次に掲げる区域</u> (略)	
内浦第9加入区	<u>特区第25号漁業権の漁場の区域</u>	(略)
内浦第10加入区	<u>特区第24号漁業権の漁場の区域のうち次に掲げる区域</u> (略)	(略)
静浦加入区	<u>特区第26号、特区第27号、特区第28号、特区第29号、特区第30号漁業権の漁場の区域</u>	
浜名加入区	<u>特区第72号漁業権の漁場の区域</u>	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。